

岡山県公報		発行 岡山県		
目次	担当課（室）			
○ 寄附金の収納事務の委託 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録に係る事項の変更 ○ 基本測量の実施 〃 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 〃 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動	税務課 環境管理課 道路整備課 〃 税務課 耕地課 治山課 監理課 〃 〃 建築指導課 教育委員会 警察本部会計課 選挙管理委員会 〃	○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体 ○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定 【公安委員会】 ○ 暴力団員等に対する利益供与の禁止等の規定に違反した旨の勧告をした旨の公表	〃 〃 〃 〃 〃 組織犯罪対策第二課	担当課（室）

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

◎岡山県告示第二百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

インターネットを利用してふるさとチョイスから納付の手続を行い、かつ、株式会社トラストバンクがウェルネット株式会社との決済サービスのシステム連携により提供するネットバンキング支払、ＡＴＭ支払又はコンビニエンスストア支払により納付される二に掲げる寄附金の収納の事務

二 委託した収入の種類

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金のうち岡山県に対するもの

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社トラストバンク

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

五 委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 大洋開発株式会社

住 所 香川県高松市観光通二丁目10番15号

氏 名 代表取締役 樋口 高良

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 サントピア岡山総社

所在地 総社市秦1215番地

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		66の3ーロ 旅館業の用に供する洗 濯施設（6基）		72 し尿処理施設		同左	
能 力		衣類等4.5kg 使用水量108～126 L		500m ³ ／日 2,327人槽		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間 夏期に増加		連続24時間 夏期に増加		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常 の値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の 量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.3	1.6	350	500	200	500
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	B O D（mg／L）	20	30	10	15		
	C O D（mg／L）	20	30	30	40		
	S S（mg／L）	40	50	10	15		
	油 分（mg／L）	0	5	痕跡	5		
	T－N（mg／L）	30	50	20	25		
	T－P（mg／L）	5	10	2	5		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	50	－	3,000以下	3,000		

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 洗濯施設の汚水等の水量は、6基の合計を示す。

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		し尿処理施設（浄化槽）				同左			
種 類 及 び 型 式		合併処理法				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		12.0×22.0×0.5 (m) (曝気槽) 9.15×20.15×3.6 (m) (接触曝気槽)				同左			
能 力		500m ³ /日 2,327人槽				同左			
処 理 の 方 法		長時間曝気方式＋接触曝気＋急速砂濾過方式				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間 夏期に増加				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	350	500	350	500	200	500	200	500
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	200	250	10	15				
	C O D (mg/L)	120	150	30	40				
	S S (mg/L)	250	300	10	15				
	油 分 (mg/L)	70	80	痕跡	5				
	T－N (mg/L)	30	50	20	25				
	T－P (mg/L)	5	10	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	－	3,000以下	3,000				

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2			
区分	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	350	500	200	500	223	1,500	45.18	1,500
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/L)	10	15			5	10		
COD (mg/L)	30	40			5	10		
SS (mg/L)	10	15			5	10		
油分 (mg/L)	痕跡	5			痕跡	—		
T-N (mg/L)	20	25			—	—	1.0	1.5
T-P (mg/L)	2	5			—	—	0.1	0.2
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000			50以下	—	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年4月30日から同年5月21日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

◎岡山県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二 地先から 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番 地先まで	新	七・三〇 一九・〇	三二〇・二
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二 地先から 井原市芳井町山村字梅日向四一二四番地 先を経て 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番 地先まで	新	七・三〇 一九・〇	三二〇・二
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二 地先から 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番 地先まで	旧	七・七〇 三〇・〇	三二七・〇

二 路 線 名 中西川線

三 道路の区域

[illegible]

◎岡山県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	芳井油木線	井原市芳井町山村字大名原三六九五番二地先から 井原市芳井町山村字梅日向四一二四番地先を経て 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番地先まで	久米郡美咲町里字流田一九一八番三地先から 久米郡美咲町里字畔高一八八九番二地先まで	令和三年五月一日
	中西川線			令和三年四月三十日

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

〔一七五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

税務システム保守運用業務

二 契約期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月三十一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

一二六、七六九、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、五二四、五〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和3年4月30日 岡山県公報 第12290号

〔二七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事 の別
足守土地改良区		退任役員	就任役員		
氏 名	氏 名				
東原 透	東原 透			岡山市北区真星二九五六一	理 事
穂山 國衛	穂山 國衛			河原六一〇一四	
黒瀬 稔雄	黒瀬 稔雄			東山内一一三三	
片岡 高志	片岡 高志			掛畑四八一	
金木 薫	金木 薫			山上二七六二	
明楽 行春	明楽 行春			上高田三三四四	
伊丹 克仁	伊丹 克仁			日近一〇八	
戸田 算悟	戸田 算悟			下高田一二九五	
三田 孝	三田 孝			大井五一三	
中田 篤志	中田 篤志			栗井七四四	
大寺 信之	大寺 信之			下足守一一三七	
増田 肇	増田 肇			足守一三三五一二	
難波 利晴				上土田一〇九一二	
	難波 誠悟			上土田二六二一二	
片岡 茂夫	片岡 茂夫			総社市東阿曾一八一一二	
小田 公弘				岡山市北区大井一六一七一	監 事
	河田 博文				
河田 次男	河田 次男			西山内二六八	
	明楽 克己			間倉一五一二一二	
板野 清志	板野 清志			日近七二九一一	
				下足守七五七	

〔一七七〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があった。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

作 一 一	岡山第 美	登 録 番 号		生 産 事 業 者	変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後
		氏 名 又 は 称	住 所				
合	真庭森林組		岡山県真庭市 勝山一八八四 一五番地	生産事業者 の住所及び 事業所の所 在地		岡山県真庭市 勝山一八八四 一〇番地	岡山県真庭市 勝山一八八四 一五番地

〔二七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市、津山市、井原市、総社市、高梁市、新見市、赤磐市、真庭市、久米南町、美咲町及び吉備中央町	基本測量（オルソ作成）	令和三年五月二十四日から令和四年三月三十一日まで

〔二七九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、倉敷市及び玉野市	測量区域
基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）	測量の種類
令和三年五月二十四日から令和四年三月三十一日まで	測量期間

〔一八〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉野市全域	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量）	測 量 の 種 類
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔二八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七三九一六、一七三九一七、一七三九一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九七八一ーブローテ二〇三

恵南 優輔

三 許可番号

岡山県指令建指第四一九号

〔一八二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

令和3年度ICT支援員等配置業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びICT支援員等配置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第39号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」の格付区分がAであり、かつ小分類「2システム等開発・改良」、「3システム等管理運営」及び「8情報・通信サービスに係る調査」のいずれかに登録があること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化推進班（岡山県庁8階）

電話 086-226-7264

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山県北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

電話 086-226-7826

電子メールアドレス kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年4月30日（金）から同年5月23日（日）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

(3) 入札説明会
開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年4月30日（金）から同年5月23日（日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

（1）の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）イにおいて同じ。）

5 入札及び開札等

（1）開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月24日（月）午後2時00分

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目2番6号
岡山県警察本部分庁舎第2会議室

（2）入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（1）の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、5（1）イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1（1）の件名及び5（1）アの日時を記載したものに限り。）をもって令和3

年 5 月 21 日（金）の午後 5 時までには到着するよう郵送等により提出すること。ただし，再入札を行う場合は，その場で引き続き行うので，郵便入札を行った者は再入札に参加することができない。

(3) 入札方法

入札金額は，令和 3 年度 I C T 支援員等配置業務委託の履行に係る一切の費用に相当する金額とする。

なお，落札者の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第 13 条及び第 133 条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be outsourced :

2021 ICT support staff, placement work consignment

(2) Contract period :

From the day contract is signed and submitted through March 31, 2022

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid manual

(4) Deadline for bidding :

2 : 00 P.M. 24 May, 2021

(5) Contact Information for Inquiries :

Okayama Prefectural Board of Education High School Education Division,
Education Digitization Promotions Office

2－4－6 Uchisange, kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,
Japan

TEL : (086) 226－7826

「一八三」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年四月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

OP-WAN基幹系システムサーバ機器 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びOP-WAN基幹系システムサーバ機器借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第39号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12290号 令和3年4月30日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について仕様書に示す仕様を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和3年5月24日（月）午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 3 年 4 月 30 日 (金) から同年 5 月 31 日 (月) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦 297 ミリメートル、横 210 ミリメートル、重
さ 220 グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和 3 年 6 月 9 日 (水) 午後 4 時

(4) 開札の日時及び場所

令和 3 年 6 月 10 日 (木) 午前 11 時

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県警察本部庁舎 2 階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと
もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和 3 年 5 月 31 日 (月) 午後 4 時までに、
入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には、それに応じなければならない。

(5) 競争入札参加資格の審査

ア 事前審査

(4) の入札説明書に示す書類を提出した者について、2 (1) から (5) までに掲げ

る競争入札参加資格について審査し、不適合と認められた者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 事後審査

2 (6)に掲げる競争入札参加資格については、開札後に審査する。

(6) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で有効な入札があった場合、落札決定を保留し、当該入札をした者について、入札価格の低い順に、(5)イに示す競争入札参加資格の事後審査を行う。この場合においては、競争入札参加資格を有する者を確認することができた時点で審査を終了し、当該者を落札者とする。その他の者の競争入札参加資格の事後審査は行わない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Server Computer for Okayama Police network complete set

(2) Lease period :

From 1 March, 2022 through 28 February, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 9 June, 2021

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2242

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県遊技産業支部

千原 行喜

高見 浩三

岡山市北区青江五―二四―二六

○

令和三・三・一六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

岡田たかゆき後援会

國 米 均

岡 田 志津子

苫田郡鏡野町吉原三〇〇―一二

令和三・三・二

木村正義後援会

中 山 芙美子

松 尾 堯 司

備前市伊部一三―一三

〃 三・二二

黒川愛後援会

柿 本 健 治

山 本 久 恵

真庭市江川九八七―一

〃 三・三八

しのはら恵介後援会

篠 原 恵 介

篠 原 恵 介

〃 久世二六二九武藤アパート一〇三

〃 三・三

日本の明日の政治を考える会

小 池 和 夫

金 尾 文 正

岡山市北区庭瀬六〇六

〃 三・一九

For japan in the future Act

加 藤 大 悟

加 藤 大 悟

真庭市檜西三三七〇

〃 三・八

まにわ・くらしとまちを考える会

吉 原 啓 介

吉 原 啓 介

〃 落合垂水九六六―一

〃 三・四

森田としひさ後援会

森 田 敏 久

瀬 島 茂 貴

〃 栗原六〇二―一

〃 三・三

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 政党の支部							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日		
自由民主党岡山県自動車整備支部	草地 博	会計責任者の氏名	門脇 研一	佐藤 隆政	令和三・二・一		
自由民主党岡山県支部連合会笠岡支部	伊藤 文夫	代表者の氏名	伊藤 文夫	山田 雄治	〃	三・一五	
自由民主党21世紀岡山をつくる会	佐々木 功	主たる事務所の所在地	岡山市南区福田一〇一五―一九	玉野市田井五―二三―五一	〃	二・二〇	
〃	〃	代表者の氏名	佐々木 功	中田 正	〃	〃	
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日		
池田一二三後援会	妹尾 ふみ子	主たる事務所の所在地	新見市哲西町矢田三九三四	新見市高尾二四六五―八	令和二・一二・一		
氏平篤正後援会	末原 興隆	会計責任者の氏名	横山 敏明	岡田 健	令和三・三・二二		
岡山県改革協議会	高橋 徹	代表者の氏名	高橋 徹	山田 雅徳	〃	三・三一	
岡山県自動車整備政治連盟	草地 博	会計責任者の氏名	門脇 研一	佐藤 隆政	〃	二・一	
岡山県農政連盟	青江 伯夫	〃	剣物 敏朗	安田 和弘	令和二・六・三〇		
岡山県木材産業政治連盟	難波 芳英	〃	矢田貝 茂	山下 秀喜	令和三・三・二三		
岡山県酪農政治連盟備前支部	山本 一司	代表者の氏名	山本 一司	松崎 隆	令和二・六・一六		

志々の会	下方一志	主たる事務所の所在地	玉野市八浜町波知二〇六六	玉野市八浜町八浜一三二〇	令和三・三・二四
自治体議員フォーラムおかやま	小林寿雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市北区野田三二五八安井ビル二〇	令和二・一二・二三
私鉄中国備北バス支部交通政策研究会	新屋一男	代表者の氏名	新屋一男	赤木伸輔	令和三・三・一〇
〃	〃	会計責任者の氏名	大山貴史	新屋一男	〃
下方一志後援会	下方一志	主たる事務所の所在地	玉野市八浜町波知二〇六六	玉野市八浜町八浜一三二〇	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	下方信子	藤原裕次	〃
たけのり史園後援会	武則啓子	代表者の氏名	武則啓子	内田二三夫	〃
親ゆうじろう後援会	親佑次郎	会計責任者の氏名	親直美	小野知久	〃
電機連合岡山政治活動委員会	坂手健一郎	代表者の氏名	坂手健一郎	芦田隆紀	〃
長尾修後援会	真田善弘	〃	真田善弘	芦立紘一	〃
中山忠明後援会	岡本善弘	主たる事務所の所在地	美作市林野三二七	美作市林野四四八一	〃
水江公二後援会	水江玉枝	代表者の氏名	水江玉枝	柏善孝	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	水江公二	山田長俊	〃
むろさき陸海を育てる会	水野安浩	代表者の氏名	水野安浩	柏村正勝	〃
やなぎさこ和夫後援会	柳迫和夫	会計責任者の氏名	出射寛和	生田勝実	令和二・一一・一
やなぎはら英子後援会	寺岡勝久	〃	三谷由貴	柳原辰雄	令和三・三・一一
山田としお岡山県後援会	青江伯夫	〃	劔物敏朗	安田和弘	令和二・六・三〇

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山市中区支部

高橋 徹

令和二・一二・三一

自由民主党岡山県岡山市第十支部

松島 重綱

〃

立憲民主党岡山県第五区総支部

鎌田 桂輔

令和三・二・二二

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

池田一二三後援会

妹尾 ふみ子

令和二・一二・三一

内海けんじ後援会

古川 忠雄

〃

川野泰一後援会

落合 福三

令和三・三・一〇

草地ひろし後援会

草 地 博

〃

黒川やすし後援会

成 清 勝己

令和二・一〇・二四

小池宏治後援会

谷 本 晋

〃

浜口ゆうじ後援会

原 田 精一

令和三・三・一五

平井弘明後援会

平 井 弘明

〃

松島重綱後援会

近 藤 章浩

〃

山田としお岡山県後援会

青 江 伯夫

令和二・六・三〇

Y育てる会

浜 口 祐次

令和三・三・一五

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
篠原 恵介	真庭市議会議員	しのはら恵介後援会	真庭市久世二六二九武藤アパート一〇三	令和三・三・一
森田 敏久	真庭市議会議員	森田としひさ後援会	栗原六〇二一	三・五

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

下方一志

志々の会

主たる事務所の所在地

玉野市八浜町波知二〇六六

玉野市八浜町八浜一三二〇

令和三・三・二四

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和三年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
---------	-------	---------	------------

ALLWEATHER	仁科昌弘	西原節夫	笠岡市旭が丘三八七
------------	------	------	-----------

かわさき美都後援会	太田正行	岸田由美	玉野市和田二一〇一六
-----------	------	------	------------

木下けんじ後援会	牧山政雄	木下裕子	津山市田町一四
----------	------	------	---------

玉野をマグロ、ウナギでよくする会	山本俊政	福田通雅	玉野市玉六一三〇一九
------------------	------	------	------------

◎岡山県選管告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があつた。

令和三年四月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

施設 の 名 称	所 在 地	施設の 管理者	施設 の 程 度			指 定 年 月 日
			面 積	収 容 人 員	照 明	
真備健康福祉館まびいきいきプラザ	倉敷市真備町川辺二二七一番地	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	広間 二二・三九・四六㎡ 会議室 七八・五二㎡	一四四人 三六人	有	令和三年四月八日

◎岡山県公安委員会告示第七十号

次に掲げる者に対し、岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二十一条の規定による勧告をしたため、同条例第二十二条第一項の規定により公表する。

令和三年四月三十日

岡山県公安委員会

一 勧告を受けた者の住所及び氏名

住所 岡山市中区神下

氏名 廣中 俊裕

二 勧告年月日

令和三年四月二日

三 勧告の原因となる事実

廣中俊裕は、指定暴力団神戸山口組五代目山健組三代目妹尾組二代目柏野組組員であるが、飲食業を営む事業者から、令和二年十月二十四日から令和三年一月二十六日までの間、四回にわたり、岡山県内において、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、現金合計五十万円の利益の供与を受けたものである。

四 勧告の内容

事業者から、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。